

米原駅周辺活性化による県広域振興に関する 米原駅東口県有地の利活用検討基本方針について

1 背景・経過等

米原駅の東口における県有地については、民間活力の導入により土地の有効活用を図るため、米原市（以下「市」という。）と連携し、企業立地活動に取り組んできたが、具体的な利活用には至っていなかった。

米原駅東口の県有地等の利活用により、中部圏・北陸圏・近畿圏との結節点としての地の利を活かした滋賀の活性化を進めていくため、昨年 9 月に総合政策部を中心として関係部局で構成する「米原駅周辺活性化による県広域振興に関する検討会議」を設置し、隣接土地を所有する市とも調整・連携しながら、検討を進めてきている。

今般、利活用検討の基本方針を下記のとおりとし、平成27年度は、当該基本方針に沿った具体的な利活用内容等の検討を行う予定である。

2 当該土地の取得以降、利活用に向けた取組等の経過

- H13. 3 県土地開発公社が、日本鉄道建設公団(旧国鉄)から先行取得
「米原駅周辺における地域活性化のための中核施設用地」
- H13 米原駅東部土地地区画整理事業開始
- H13～H18 市と連携しながら利活用に向けた方策を検討
- H19 市が行うプロポーザルへの参加を決定
- H20. 7 県有地造成工事の進捗状況を踏まえ、市プロポーザルへの参加を見送り
市が単独でプロポーザル実施（リーマンショックの影響により中止）
- H24. 2 市が単独で再度プロポーザル実施（H24. 6「該当者なし」）
- H25. 1～ 県と市が共同で、銀行等に対し企業意向把握のための情報提供等開始
※ 市有地については、平成24年に市がプロポーザルを実施して以降、
随時利活用事業者を募集されてきたが、一部土地を除き、利活用事業者
が確定していない。
- H25. 3 米原駅東部土地地区画整理事業造成工事（土壌汚染対策等含）完了
- H26～ 土地地区画整理事業換地処分（H26）および清算（H27）

3 利活用検討基本方針＜裏面参照＞

次の基本方針により、平成27年度に具体的な利活用内容を検討する。

- ① 地域特性や需要などを踏まえて、利活用方策を幅広く検討する。
（観光分野、物流分野、産業分野、くらし分野 等）
- ② 利活用の主体は、公的（県・市等）な利活用または民間の利活用もしくは両者の複合を想定して検討する。
- ③ 土地は、一体的な利活用に限らず分割化も視野に入れるなど、具体的な内容やスケジュール等を踏まえて検討する。
- ④ 市が進めている庁舎整備検討の状況も注視し、利活用を検討する。

米原駅周辺活性化による県広域振興に関する米原駅東口県有地の利活用検討基本方針

次の基本方針により、平成27年度に具体的な利活用内容を検討する。

- ① 地域特性や需要などを踏まえて、利活用方策を幅広く検討する。
(観光分野、物流分野、産業分野、くらし分野 等)

※ 1 (例) 観光分野 : 観光物産施設、バスターミナル 等
物流分野 : 製造・物流関係企業 等
産業分野 : 研究所 等
くらし分野 : 住宅、保育所、駐車場 等

※ 2 県の広域振興、近隣府県との連携も視野に入れて検討する。

- ② 利活用の主体は、公的(県・市等)な利活用または民間の利活用もしくは両者の複合を想定して検討する。

※ 利活用内容によっては、PFI・PPPなどの手法の導入も検討する。

- ③ 土地は、一体的な利活用に限らず分割化も視野に入れるなど、具体的な内容やスケジュール等を踏まえて検討する。

※ 利活用内容によっては、土地をブロックやゾーンに分割することにより、利活用開始時期の複数期への分割、処分方法(売却・賃借等)の分割など、さまざまな利用形態を検討する。

- ④ 米原市が進めている庁舎整備検討の状況も注視し、利活用を検討する。